

岩手県監査委員告示第32号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第8号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月9日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立高田病院
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成25年11月26日
  - (2) 本監査実施日 平成26年1月21日
- 3 監査結果の公表の日 平成26年3月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
その他医業外収益の調定に当たり、所属年度を誤っているものが3件、473,940円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	その他医業外収益の調定については、不動産使用料の調定は当月に確実にすることとし、副担当者との相互確認を徹底し、適切な事務の執行に努める。
財産の管理に当たり、不動産管理簿を作成していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産の管理については、不動産管理簿へ借受資産の登録を行った。今後は、圏域内の不動産台帳登録を行う基幹病院と情報共有を行い、適切に台帳整理を行う。